

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免 並びに傷病手当金の支給について

長野県医師国民健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に係る当組合の対応として、対象世帯の保険料減免並びに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給することといたしましたのでお知らせいたします。

○保険料の減免について → **保険料 - その他** に掲載

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免基準」をご確認のうえ、当該基準に該当される方がおられましたら、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料減免申請書」に必要書類を添えて、当組合へ申請してください。

○傷病手当金の支給について → **保険給付 - その他** に掲載

「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給基準」をご確認のうえ、当該基準に該当される方は「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給申請書」を当組合へ申請してください。

お問い合わせ
長野県医師国民健康保険組合
TEL 026-217-6200
Fax 026-235-6110
担当;丸山